

会 議 録

会議の名称	第20回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年4月23日（木）19:00～21:00
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階 小ホール
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授、澤井名誉教授、 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、奥田委員、金田委員、 河原委員、北野委員、鯛委員、高原委員、中村委員、 西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、森井委員、 横田委員） 市職員委員（山中委員、東田委員）
	事務局 北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 13名
議題	第2次条例案（たたき台）について

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・ 本日の欠席者について
- ・ 市民公募委員2名の辞退報告
- ・ 事務局1名減（4月の人事異動）の報告

2．前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。 内容については異議なし

3. 議題

「条文素案」の議論

会 長 前回、第3条、第4条、第5条までを作成し終えたと思いますが、第5条については、この場では議論としては確認しているのですが、成文としてできてきたのが本日みなさんにお配りしているものになります。これが、前回議論を文法化したものになります。これによろしいでしょうか？ 異議なし

それでは今日は、第6条、7条、8条、ここまでは行きたいなと思っています。第9条からは市議会についてですが、これは集中的に議論した方がいいと思いますので、今日の目標は第8条までということで頑張りましょう。

第6条についてA案、B案ありますが、ご意見を賜りたいと思います。

委 員 第1項についてはこれで良いと思いますが、「持続可能なまちづくりのために」という文言が、第4項に「環境保全」の問題が謳われていますので、ここにも入れる必要はないと思います。

第2項については、第7条の第2,3項に非常に関連している部分だと思います。第7条の第2,3項の主語は共に「市民及び市は」となっていますので、第6条の『市民の責務』に入っているもおかしくない内容だと思います。

第6条の第2項について、『子どもの問題に関する大人（市民）の責務』という形で第7条の第2,3項を第6条の第2項にまとめられるのではないかと思います。文章的には「市民はお互いに協働し」を「市民は市と協働し、安全かつ安心に暮らせる地域づくりに努める。」とする。「連携しあいながら」というのは「協働」に含まれると思いますので、あってもなくても良いと思います。そして青少年、子どもの問題で、「青少年、子どもが健やかに育つ環境を作り、青少年、子どもがまちづくりに参加するための環境作りに取り組まなければならない。」というように、一本にまとめてはどうでしょうか。

第3項について、「必要な負担を市民一人ひとりが負担する」は、文章的に「負担」が重なっていて読みづらいと思います。この文章の主旨を生かして、もう少し分かり易くすると、「市民は市が提供するサービスを受けるにあたっては、一人ひとりが応分の負担を負わなけ

ればならない。」が良いのではないのでしょうか。

第4項（A案）については、このままで良いと思います。

委員 第6条の第3項について、「市民は行政サービスに伴う必要な負担を行うものとする。」でどうでしょうか。

委員 『市民の責務』の範囲なんですけど、A案の第1,2,4項については『まちづくり』が頭についていますが、第3項については主語が『まちづくり』ではなく、内容が変わっています。『まちづくり』における市民の責務として理解した方が良いのか、第3項のような全般的な市民の責務が良いのか。

あと市民は市政の活動が健全運営されているかどうかにも注視していくといった『市民の責務』も必要ではないかと思います。

もう一つは、憲法にも書いてあるのでいいかとは思いますが、選挙に参加する責務も謳ってもいいのではと思います。

会長 今までの意見を整理しますね。

A案の第1項から4項までについて、それぞれ意見が出てきているのと、『市民の責務』の範囲をどうするかという問題ですね。これらの問題については、第1項で「まちづくり」という言葉を「自治」で承認すると収まりますね。そうすると第3項も「負担を行う」ということが通ってきますよね。

第2項に関しては、次の第7条との関係でいくつかがご提案がありました。1つは『子ども』だけでなく、前に『青少年』を置いたら第7条がある程度、整理できるのではないかということですね。それから「お互いに協働し」という部分を「市と協働し」に変えたらどうかというご意見が出ています。

この2点について確認していきたいと思います。いわゆる『まちづくり』は地域社会におけるまちづくりだけを意味するものではなく、この条例の中では大和郡山全体の自治というイメージで書かれていると思いますので、狭いカテゴリでないということを理解した方が良いと思っています。それから『青少年』を入れることについては良い指摘だと思いますが、「市と協働し」とすると市民と市民の協働がとんでもない気がします。それから第3項については、ご意見であったように「必要な負担を行うものとする」にした方がスッキリしているよ

うな気が私もしてきました。

第4項の「市民は次世代に継承できるまちづくりを進めるため…」を生かしたら良いというご意見でしたが、B案で示されているように『まちづくりの基本原則』でも謳われているんですよ。だから、これは省略してしまった方が良いのではないかと思います。第4条の第6号で「まちづくりは自然や歴史との調和を図り、次世代に継承できるよう環境保全に努めるものとする」と全く同じですよ。

委員 郡山市の場合、市内を見ても分かると思うのですが歴史的なまちですよ。そうすると『市民の責務』として、歴史的なまちを守っていくことも考えていかないといけないと思います。第4項に「自然との調和」について、歴史というのが抜けているのではと思います。

会長 ですので、第4条第6号をご覧になると分かると思うんです。「自然や歴史との調和を図り」と書いてありますから、こちらの方で吸収できるのではないかと、第6条第4項はいらんんじゃないかということ。

あと、B案の「市民は地域社会の一員として」というのをA案では入れていません。これは『地域社会の一員』であるだけでなく、『地方自治の主体者』であり、団体自治の統制権をもっているわけです。ということで何も入れずに、「まちづくり」でくくってしまうか、場合によっては名張市の自治基本条例に書いてあるように「自治の主体者であることを自覚し」まで入れるかが問題として出てきているのかなと思います。この点はいかがですか？A案のままでいきますか？

委員 A案の第1項にそれを入れましょう。

会長 「一人ひとりがまちづくりの主体者であることを認識し、」となっておりますね。そうすると「まちづくり」を「自治」と変えますか？

委員 「持続可能な」を削った方がすっきりしますよ。

会長 そうすると、「市民は一人ひとりが自治の主体者であることを認識し、」となりますが、こうすると先ほどの「まちづくり」では少し狭く感じるのでは、という問題には応えること

になりますよね。

委員 いいですね。

会長 「市民は青少年、子どもの健やかな環境づくりに努めなければならない。」については、第7条を見ると、ここに入れる必要はない、第7条に書いてあるということになりますね。ということで、第6条はここで仮固定しましょうか？

委員 第7条で議論すればいいのかもしれませんが、第7条の第2,3項の主語は「市民及び市」となっています。ですから、これは青少年、子どもの権利というよりも権利を守るための市民及び市の責務を謳っていると思うんですね。ということで第6条の『市民の責務』に入ってきてもいいのではと思います。

委員 『子ども』と言えば普通は0～18歳未満までをいいますけど、ここで細かく『青少年』という言葉を入れる必要はないという気がします。

会長 国際連合では『子ども』は18歳未満という通則になっていますが、『青少年』という言葉は日本独特のもので、乳児が除かれるわけです。だから小学校から上は青少年になってくるんですが、幼稚園児は青少年にならないんですね。そういうカテゴリを2重でくくっておいたほうが安全だということで『青少年、子ども』とすることが多いです。ですが国際連合では子どもの権利条約では18歳未満となっています。「子ども」でいきますか？

委員 第7条は第1項だけで、第2,3項は「市民の責務」ですから第6条に持ってきた方がまとまりやすいのではと思います。ただその前に、先ほど会長が「市民及び市は」とした場合に、幅が狭くなるのではないかとありますが、第6条は『市民の責務』になっていますので市民を主体にしないといけないわけですが「市民はお互いに協働し」となっていて『協働』となった場合、『市民・市・市議会』が一緒になってやっていくと定義ではなっているので、主語に『市』は入っていませんが、「市民は市と協働し」で市民の責務の内容が明らかにな

っているのではと理解します。

会 長 確かに、「市民は市と協働し」とすれば、次の第7条の余分なところが外れますよね。第7条第2,3項を第6条にまとめてはというご指摘ですが、第6条第2項は『子ども』のことだけ言っているわけではないんですね。1つの方法として第6条第2項の「子ども」以下を削ってしまうことも考えられます。そうすると第7条が生きてきますよね。つまり第7条は、子どものまちづくりに参加する権利を言っているわけですから、それに対応した形での市民の責務を入れてしまった方が良いでしょう。

委 員 その方がすっきりしますね。

委 員 もう一度、どうなるか言ってください。

会 長 はい。第6条第2項については、市民が安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならないことと、子どもを健やかに育てる環境作りに取り組むということの2つを並べているので、その後段の子どもの部分をカットすれば第7条第2項で受けることができ、すっきりしますということです。

委 員 第7条の第1項は『青少年・子どもの権利』ですが、第2,3項は「市民及び市は」となっているので『市の責務』であると思います。ニセコ町もそのようになっていますね。子どもの権利のみに言及しています。

会 長 子どもの権利について、守ってもらう権利もあると思うんです。ですから第7条2,3項のように対応した形の方が子どもには分かり易い。それから第6条の中で『子どもの責務』を起こすということは、第6条が長くなってしまい分かりにくくなると思います。また「市民及び市は」となっており、市民の責務だけじゃなく市の責務でもあるとなっているので、第6条で受けるより第7条で受けた方が強いと思います。

委 員 前回の議論で権利だけでなく義務もあるのではという提案がありま

したが、私も子どもが果たさなければならない義務があると思うんです。そこを何とかここで謳うことはできないでしょうか？例えばクリーンキャンペーンなどに参加する義務もあると思うんです。社会の一員ですから。ポイ捨てについても、子どもも青少年もしますので、そういうところを義務としてとらえて条文に入れていく必要があるのではと思います。

会 長 子どもの義務条約はないように思うんですね。児童の権利条約はありますけど。子どもも市民として存在する限りは、当然に権利はあるし、その権利にふさわしい当分の義務を負うことは当たり前のことですよね。にもかかわらず、子どもに関しては権利を謳い、市民に対しては権利と義務を謳うというのは、市民に対してはむしろ義務を明確にお互いに認め合いましょうという宣言であり、子どもに対しては、ないがしろにされがちな権利をむしろ前に強めていって保障しましょうという趣旨だと思うんです。あえて義務という言葉子どもに付けた時に、子どもがそれを理解できるでしょうかね。社会の一員として、あなたも義務があるというのは子どもだって分かることですがね。それは議論として、みなさんいかがでしょう？

委 員 親の教育だと思います。だから子どもに義務付けたり、この条例に書き込むことは全然、話が違ふと私は思います。地域社会、学校、親を含めた大人たちが教えていく、先ほどのクリーンキャンペーンに参加し綺麗にするという話は義務ではなく教育ですよ。

委 員 この条例はもう少し大枠をつかむような内容でいいんじゃないかと思います。議論が煮詰まって各論の話になってくると、意見の対立とか共通点が見いだしにくくなってくると思います。その辺を我々はお互いに配慮した方がいいんじゃないかと思います。

委 員 第6条第1項 A案で「まちづくり」のところを「自治」にするということでしたが、第5条『市民の権利』を見てみると「市民はまちづくりの主体」となっていますね。ですから、第6条も「まちづくり」でいいんじゃないかと思います。

また条例の名称について他市町村を見てみますと、自治基本条例、まちづくり条例などがあります。今まで議論してきた基本理念や市民

の権利・責務を見てみますと全て「まちづくり」となっていますので、名称もまちづくりの方がいいのではないのでしょうか。

会 長 そうですね。第5条と第6条はワンセットです。そうすると、「まちづくりの主体」を第5条で使っているので、第6条もこれを外すわけにはいきませんね。ちょっと私も早まったと思います。ですが、1行目の「持続可能なまちづくりのため」を外したことは、文章的にすっきりしたと思いますので、「市民は一人ひとりがまちづくりの主体者であることを認識し自らの発言と行動に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するよう努めなければならない」という案にします。

委 員 それでは「地球環境、自然環境の重視」も外すんですか？

委 員 それはB案ですね。

委 員 今はA案を良しとして進めているんですか。

会 長 第6条についての意見をいただいたスタートラインがA案をベースとしていました。そして、それにみなさんが大筋でご承認いただいているという流れだと思いましたのでB案はその時点では採用されていないと理解したんです。もちろん「地球環境、自然環境」については不要ではないかというご意見もあり、それについての議論はなかったと思います。

委 員 いや、これから出てくると思って待っておったんですが。ある方の意見が出れば、それをベースに進めていかれるのは良いですが、それでOKと言うことでもないと思うんですよ。

会 長 その場合は、「B案の地球環境、自然環境をどのようにしますか」、「復活してほしい」というご意見が出れば、それで良いと私は思います。やはり文章にしていけないといけないんですね。AかBかの話ではないと思うんです。A案をベースにしながらかのB案の良い所も生かしましょう。B案のこういうところは削りましょう。といいながら合成しているんですね、今。

委員　　そういうふうにしていったら良いと思うんです。

会長　　ですからA案かB案かという話はしていません。

委員　　はい。それでは戻してください。しかし、「地球環境、自然環境」は残すべきだと思いますね。それを除いたような形で進められていますけど。先ほどの「子ども」の話についても、「子ども」の義務に相当する部分のところは、子どもも住民であることを考えれば、子どもも自然環境を重視しないといかんし、自然破壊したらあかんし、ということで、この文言は外さない方が良いと私は思います。

会長　　はい。意見が出ました。先ほど、「持続可能なまちづくり」を削ったのに対して、B案の「持続可能なまちづくりのため、地球環境、自然環境を重視し」というのを入れるべきだというご意見が出ました。これについてはいかがですか。

委員　　環境保全の問題は前に出ていたから削ることになったんですね。そうすると『市民の責務』の中で、自然環境を守るということは、第1項の中で広義に解釈するということで入れたんですか。今、第4項を削るという意見を受けてB案の第1項を復活させるというご意見が出たんだと思うんです。

会長　　第4項を削ったのは、『まちづくりの基本原則』に書かれているから、ここでもう1項起こす必要はないのではないかとということで削ったんですね。ですが、今出たもう一つの意見は、B案の「持続可能なまちづくりため、地球環境、自然環境を重視し」を入れるべきだというものです。

委員　　私も会長の意見に賛成で、第4項は第4条第6項に書かれており、あまり同じことが何回も出てきたらインパクトがなくなるので、削っておいた方が良いと思います。

委員　　「持続可能」という言葉の解釈なんですけど、例えば子育てとか、そういうのも入っているんですね。かなり広い範囲を持っていますので、第1条と第3条3項に入っていればいいんじゃないかという感じ

を受けます。

会 長 このように文章にしていくのは大変なんですよ。ですから、いろんな提案があるのは良いんですが、いったん形にしていって、もう一度最後に、調和が保たれているのか、重複がないかみていかないといけないんですね。今のところ、ものすごく重複があるんです、実は。だから、ある意味では削っていく、簡素化するという方向で行かないと、強調したいことを上乘せしていきますと、何回も同じことを言っているということになりかねません。簡素化する方向で検討していってもらえればありがたいです。

今、ご意見いただきましたのは確かにその通りで『持続可能なまちづくり』というのは、実は『持続可能な発展』という国際的な言葉があります。『sustainable development』と言うのですが、これは再生産できるということで、我々の子孫も残る、エネルギーが枯渇しないとか、そういうことも表しているわけです。つまり生態系がちゃんとやっていけるということもあり、単に環境のことを言っているわけではないんですね。ですから『持続可能な発展』=『環境』としてしまうと、『持続可能な発展』という言葉の理念からすると、狭い意味になってしまいます。そうすると、第6条第1項「持続可能なまちづくり」を削らずに元に戻しますか？

委 員 議論を戻すようで恐縮なんですが、先ほど、どなたかが言われていた条例の名称についてですが、柔らかいイメージの『まちづくり』という言葉を使ってはどうかというご意見がありました。いわゆる一般的なあちこちで行われている『まちづくり』というイメージでこの条例をつくるのか、そのあたりの定義をもう一度、我々は再認識して議論を進めた方が良くと思います。このまま認識が一致していないと、非常に細かい話になっていってしまうんじゃないかと思います。

会 長 はい。大事なご提議だと思います。この条例の中で『まちづくり』というのは、住民自治のベースも捉えているし、団体自治として大和郡山全体の将来づくりも含んでいる。当然、行政責任におけるまちづくりも含んでいる。そういう広い範囲で『まちづくり』を捉えて、今まで進めてきたと思うんです。ただ対市民的に、大和郡山づくり全体も、『まちづくり』なんだということを理解してもらうためのアピー

ル度からいうと、「まちづくり」の方がふさわしいのかと思います。正確に『まちづくり』を定義するなら、向こう三軒両隣も『まちづくり』、大和郡山全体も『まちづくり』というふうに理解して間違いのないと思います。それを一言で言うと『自治』なんですね。

委員　そうすると、第6条第3項「市民の負担」について、そこまで求めている以上、『まちづくり条例』ではなく『自治基本条例』に主眼を置いている気がしますね。

会長　これは、極端に言えばあってもなくても支障はないと思うんですね。あえて『サービスコストの負担』というのは当然なんだよということで、言うならば心得みたいなもので、この条文がなければ負担しなくても良いということにはなりませんし、この条文があるからといって負担が増えるわけでもありません。ただ『都市経営』にはコストがいるということをあえて言っているだけですよね。これは副会長どうでしょうかね。

副会長　これはね、必要なんですよ。負担は経費だけの負担ではなく、活動に参加するという負担もありますからね。そういう意味では「負担をしなければいけない」と書いておいた方がいいんじゃないですかね。

会長　それでは、そろそろ第6条をまとめていきたいと思います。

第1項は「市民は持続可能なまちづくりのため、一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、自らの行動と発言に責任を持ち、積極的にまちづくりに参加、参画するよう努めなければならない。」

第2項は「市民は市と協働し連携し合いながら安全、安心に暮らせる地域づくりに取り組まなければならない。」

第3項は「市民は行政サービスに伴う必要な負担を行うものとする。」

第4項は削除します。

ということで、これが議論を踏まえた上でのこちらの提案です。「地球環境、自然環境」の問題は、前の基本原則で言っているので、これを重複してしまうと非常にくだくだしいと思いましたので外しました。それからB案第3項の「負担を市民一人ひとりが分任しなければならない」は、前回、副会長からもお話がありましたように明治憲法

の言葉をそのまま使うのもいかなものか、「分任」という言葉は市民にはあまり分からないということで柔らかい今日用語に変えたらどうかということでA案としました。いかがでしょうか？

委員 第3項の「負担を行うものとする」というより、「負担を負う」の方がいいんじゃないですか？「負担を行う」といいますか？

委員 「負担をする」が良いと思います。

会長 「負担をするものとする」にしましょうか？ 異議なし
それでは第6条は、いったんこれで行きます。つづいて第7条についてご議論ください。

第6条で「子どもを健やかに育てる環境づくりに取り組まなければならない」を外し、第7条で受けるということでしたので、第7条A案のような受け方でよいのか、B案のような受け方でよいのか、あるいは何らかの合成をした方がよいのかという議論になるかと思いません。いかがでしょうか？

委員 ここでは『子どもの権利』をいっているのに、第2,3項はそこから離れているので、なくても良いような気がします。

会長 ニセコ町のように考えれば第2,3項は書かなくても大丈夫だろうというご意見だと思います。

副会長 私は第7条A案でいいと思うんですね。子どもが18歳未満ということで未成年(20歳未満)とズレがありますので、民法上の成年との関係も出てきますし、この辺が問題になってくるかと思いますが、基本的にこれでいいと思います。『子どもの権利』は、はっきりしていないので子どもの権利があるんだよということを言いたい、第2,3項については『子どもの権利』が守られていないことがあるんじゃないかということで、市と市民は『子どもの権利』を守る義務があることをここで書いておいて、『子どもの権利』についての補強をしておくことで、子どもが見た時に分かりやすいんじゃないかと思います。というわけで、第1,2,3項の順番はこれで良いと思います。特に第3項、「健やかに育つ環境づくり」がない場合もあります、例えば「子

ども虐待」、そういった意味では虐待に対してちゃんと責任があるんだよということで、第3項の意味があると思います。あとは、『子ども』の範囲をどうするかですよね。

会 長 そうなんですよね。

委 員 確か児童憲章か何かに『青少年、子ども』ではなくて『児童』と書かれていたと思うんです。『児童』は18歳未満を指します。そのようにここで()内に書くか、郡山の場合は20歳未満とするかは、ここで決めたらいいと思います。

会 長 確かにそうですね。国連で言う児童の権利条約の対象となっているのは0歳～18歳未満ですね。そうすると、未成年の18,19歳が外れてしまいます。なぜ「青少年、子ども」とくくってあったかということ、その18,19歳をカバーするためなんです。

副会長 奈良県は青少年育成条例というのがあるんですか？そこに定義されていますよね。

委 員 郡山らしさということで、この場で決めれば良いと思いますよ。

会 長 ただ、18,19歳の大学1,2年生が子ども扱いされると横を向いてしまうことも考えられますので、やはり『青少年』がいますね。そしたら「青少年、子ども」としますか？

副会長 20歳まで含んでね。

会 長 こういう問題があるんですよね、『青少年』という言葉を使う時は。ただ、多くの国では18歳以上で選挙権を持っているんです。ここでは、「青少年、子ども」でいきましょうか、その方が全部くくれますよね。それでは「青少年、子ども」にします。20歳未満ということですよ。

委 員 法律の規定ではどうなっているんですか？

副会長 いろいろあるんですね。少年法では18歳。民法上では男子の婚姻が18歳、女子が16歳。

委員 ここで子どもに応分の負担というのは出てこないんですか？お金の話。

会長 それは、子どもも市民なので先ほどの第6条に入るわけです。

委員 義務として子どももあるような気がするんですが。この文は市民の責務に入らないんですか？

会長 「子ども」も市民なので市民の責務に入っていることは確かです。ただ、未成年なので未成年にはできない法律行為はできません。できない限りはその分の責任もない、義務もない、ただここでは『まちづくりに参加する権利』を、郡山は特に認めるし与えますよということです。だからこれに対して、まちづくりに参加したら責任を持って発言し行動しなければならないという一般通則が適用されます。

委員 18歳で結婚したら、成人とみなされるわけですよね。

会長 そうです。成人になります。そして離婚しても元の未成年には戻りません。

委員 選挙権はないんですよね。

副会長 そうなんです。選挙権はないんです。

委員 第7条第2,3項を第6条にいれるという話はどうなったのですか？整合性の問題で第6条に入れることを強く思っています。

会長 はい。それではもう議論をし尽くしてきていますので決を採りましょうか？第7条第2,3項を第6条第2項にくっつけたらという意見ですがどうでしょうか。

委員 確認をしておきたいのですが、先ほど副会長が言われたように第7

条の第2,3項は第1項の権利を守るために市民がやらなければいけないこととして補完的な意味があるということでしたが、それでいいんですよね。

副会長　　そうです。第1項を実現するために必要なものであるということです。

委員　　これは市民だけでなく、市にも責任があるということですよ。ということは、これを第6条第2項にもっていった場合、市の責務はどうなるんですか？

会長　　市の責務はなくなります。

委員　　そうすると整合性が保てなくなると思うのですが、どう理解すればよいのでしょうか？

会長　　それは、さきほど議論があったと思うんですよ。第6条の議論時に。だから市民だけの責務ではないので、行政が制度として整備していかなければいけないんじゃないかということで第7条に持って行きましょうという議論だったと思うんです。それが今、第6条に持っていきたいというご意見が出たので決を採りましょうかと申し上げたんです。

副会長　　決を採りましょう。

委員　　まず、第7条第2,3項から市の責務を外すかどうかから決を採った方がいいんじゃないですか？

会長　　難しいですね、これの決の採り方は。まとめにくいですね、どうしたらいいのでしょうか。論点の整理が難しいですよ。

事務局　　第6条はもう終わってますよね。

会長　　私も終わったと思ったんですけどね。
それでは第7条を原案通りでよいと思う方。・・・【14名】

第7条第2,3項を生かした第6条第2項もしくは第3項を加工、修正すべきという方。・・・【1名】

はい。圧倒的に原案を支持しておられますので原案ということによってよろしいでしょうか？ 異議なし

会 長 それでは第8条に行きます。

事務局 第2条の議論で第1号の「市民」の定義で『事業者・法人』を含むということになっていますので、第8条はC案になってくるのかではないかということを確認いただけたらと思います。

委 員 第8条を全部削除するC案に賛成です。

会 長 事業者はいらないということですね。『市民』に入ってくるから、あえて強調することはないということですね。

委 員 私は以前に事業をしていたのですが、郡山では住んで事業をしていました。高田でも店を出していましたが、高田には住んでいないので市民ではありません。そうすると高田では何もものが言えないということでしたので、やはり事業者も『市民』に入れてほしいと思います。

委 員 第2条の定義で、事業者を市民にまとめるという話でしたが、そうすると第5条「市民の権利」の第3項で「市民の幸福を追求する権利」というのが、どうもしっくりこないです。それと事業を営む者は市民として認めることはできますが、法人や団体になると少し立場が違ってしまうように思います。それと環境問題ではよく「三者協働」という言葉を使います。三者とは「市・事業者・市民」のことで、そういうことは一般的に言われています。ですから私は市民は市民、事業者は事業者としてもう一度確立し直して、事業者の責務も明確に謳った方がいいんじゃないかと思うんです。

会 長 すいません。その議論はもう終わってるんです。第2条の議論をやった時に終わってるんです。

事務局 バックはやめましょう。とりあえず前に進めましょう。

会長 ちょっと誤解があるのでお話ししますが、民法でもですね、自然人と法人とは両方とも権利能力の主体として認められてはいますが、自然人に保障されている権利が、全て法人に保障されるわけではありません。当然、この自治基本条例においても、事業者と事業者法人は幸福に生きる権利なんてありません。法人を構成している個々人にはありますよ。法人そのものに保障されるものではありません。これはいわゆる法律論の一般理論から解釈してもらった方がありません。だから全て市民の概念に入っている対象が、自動的に市民的権利を行使できる、と考えてもらっては困ります。例えば、大和郡山ではこれらの範囲を市民として決めていますけど、公職選挙法上では大和郡山の選挙人名簿に登載されている者しか選挙できないのは当たり前のことですよ。同じように自治基本条例に基づく住民投票においても、法人まで投票できるのかという議論がまた出てきますよね、同じことです、法人は投票できません。ただ、広くこれだけを市民と認めますよと、だからまちづくりに参画する権利は法人といえどもありますよ、というところを保障しようというところに大事な意味があるんです。だから、その辺がまだ誤解があるので今、言っておきます。全ての法人市民が、何でもかんでも権利を持っているというのは少し誤解です。権利の主体になり得ない権利もあるわけです。

それではC案ということで第8条を削除し、第5,6条に含めるということでご了解いただけますか？ 異議なし

委員 事業者の権利について、やっぱりここに明確に表しておくことは大切だと思います。市民の中に含めると、事業者が目立たなくなってしまう。例えばまちを見ても、事業者の前は汚いんですよ、一般市民の前は綺麗に掃除されている。だからこういうことは、はっきりと謳っておいた方がいいと思います。

会長 今のは、重なりはあるけれど特出しした方が良いというご意見ですよ。削るのではなく、生かすということですが…。どうしましょう。これも決採りますか？

委員 採りましょう。

会 長 それでは第6条の『市民』に含めているから、第8条C案の全面削除に賛成の方。・・・【11名】

次に、第8条の第1,2項を残すというのに賛成の方。・・・【4名】
それではC案の削除に賛成の方が多数ですので、第8条は削除ということによろしいですか？

副会長 それでいいとは思いますが、事業所について特出しした方が良いというのはその通りなんですね。町内会に入ってくれない方が多いでしょう。町内会に入ってもらおうよう、努力してもらわないといけません。そういった点では事業者町内会というのをつくって『まちづくり』に参画してもらおうという方法がありますよね。そういうのをやっている所ってあるんですね。町内会にひとりで事業所が入るよりは、事業所が集まって町内会をつくって、事業者としてどうしていくかを考えた方が良いでしょう。そういったことからすると、施策的な考えになる面もあります。

委 員 やはり郡山市にある事業所には『安全、安心なまちづくり』に努めていってもらわないとダメだし、事業所については特出ししておいた方が、より暮らしやすいまちになると思います。先ほど、住んでいる事業者は市民で、住んでいない事業者は市民でないという誤解があり、事務局の方が説明し誤解が解けたんですが、そういうふうに説明しないと事業所が市民に入っていることが分からないというのは問題だと思います。多数決で少数だったとはいえ、事業者については特出しした方が良いでしょう。

会 長 先ほどの、法人もしくは団体事業所等が『市民』の範疇（はんちゅう）に入ってしまうと、他の条文内容がややこしくなるんじゃないかということでしたが、法人と自然人は違います。これを、当然の法理といいます。それで整理されます。例えば第5条の第2項で「市民は個人として尊重され」とありますが、法人は個人ではありませんから、当然、ここでは除外されてしまいます。つまり、「ここでは除外するとかしない」とかは、常識で考えてくださいということになります。要は『市民』の定義の中にわざわざ『事業所』を入れた、別に『事業所』を外さなかったのは『事業所』を外すと『事業所』は『市民』ではないということになります。この『まちづくり』の主体としては認

めるけれど『市民』の定義には入らない、だから市民扱いしないよということになるわけですね。そうではなくて、むしろ『市民』としてはっきりとくくりましょう、仲間に入れましょうという積極的なことなんですよ、郡山の方は。よその町では、事業所は『事業所』単独で定義しているところが多いんです、それなのに、事業所もまちづくりの担い手としてこれだけの責務を負いなさい、というふうに責務ばかりくるんですよ。ですから『事業者』の権利に関する規定が外れている自治基本条例が結構、多いんですよ。郡山はそうではなくて、まちづくりに関わろうとするならまちづくりに関する情報を得る権利も当然あるんですよ、市政に参画する権利もあるんですよ、それを可能な限り開いていきますよと、そういう宣言をしようとしているんです。ですからむしろ、『事業所』を『市民』の中に入れての方が郡山型になりますね。

ただ、条例の中で『ここでは「市民」の中に「事業所」が含まれます、含まれません』というのを明記するのは難しいことです。今後、市民や事業者へこの条例を広めていく啓発の中でやっていくしかありませんね。一発で見て分かる条文、条例というのは、書きようがあるなら私は教えてほしいです。それはものすごく長い条文になると思います。解説書とか啓発活動の中で広めていくというのが次のステップで必要なのではないかと思います。

委員 今日感想みたいなものですが、会長・副会長の考え方によって誘導していく部分が非常に大きいような気がしました。

会長 誘導はしていませんよ。これについては2回目になりますが、私は今まで一回も誘導したことはありません。

事務局 第2条の『定義』の議論で別々になっていた「市民」と「事業所」を一緒にしましたよね。また、その議論の時に第8条の問題についてもどうするか出しているわけです。ですからその流れで話を進めてもらいたいんです。ただ全ての条文が終わってから、今のご意見のように特出しで『事業者』についてはもう少し書かないといけないというのは可能ですので、それを理解しながら進めてほしいというのが私どもの考えです。

それから誘導しているという感想でしたが、絶対に承認をもらって

からでないに進めていません。早く議論を進めるようなことは一切していません。かなり遅い進行だと思えますし。

会 長 成文にしていくわけですからルールが必要なんですね。みんながみんな案を出してきて、それを議論しては3日も4日もかかります。それでは作業が進みませんよね。どこかで割り切りをしないといけないことがあるわけですよ。ですから私たちは、普通一般の場合はこうですよ、他のまちではこんなやり方していますよ、郡山の場合はここまでいっても大丈夫ですよということは言っていますが、こうしなさい、ああしなさいと言ったことは一回もないですよ。だから誘導と言うことはやめてください。私はそんなことしたこと一回もありません。みなさんがお決めになることです。

委 員 悪意で言われたのではないと思えますよ。ここにいる委員は皆、立派な大人ですから、先生が誘導しようと思っても無理です。ですから決して誘導しているとは思っておりません。

会 長 はい、ありがとうございます。そんな誘導する力量もありませんから。それでは第8条まで終わりましたが、次が『議会』の所になります。『議会の役割及び責務』『市議会議員の責務』、皆様の議会に対する思いとか期待とかが、ここの中に込められると思えます。この議論はきっちりやった方が良くと思えますので次回にしましょうか。

事務局に教えてもらいたいのですが、今現在、大和郡山市議会との間で情報交換はどの程度やっておられますか？

事務局 毎議会、議会に進捗状況を報告しています。中身までは話していませんが、どんな状態で進んでいるかは話しています。

会 長 先方から何か要望等でしていませんか？

事務局 今のところありません。

会 長 仮案というか第1原案とか公表される段階になったらお答えというか意見はもらえるんですか？

事務局 それはもらえenと思います。

委員 原案を出してまた話が戻るということになったら、またこのメンバーが集まって一から議論するんですか？ある程度のところで切って、どの程度まで OK なのか、進捗の確認だけでなく意思疎通をはっきり諮っておかないと、全然ここでの議論が反映されない結果になってしまうという不安があります。

それから条例の名称ですが（仮称）がついていますが、やはり『大和郡山市自治基本条例』なんですよ。これが柔らかい表現の『まちづくり条例』とかにはならないんですよ。というのは、『まちづくり』というのが条文にしきりにでてくるので、例えば埼玉では「さいたま市」と平仮名にしているのと同じで『まちづくり条例』になるのかな、その辺の議論までするのかしないのか。

会長 1点目の議会との調整については、行政が責任窓口ですので、そちらを通じて毎回ご報告してくださっているということです。ただ議会の反応は、まだこちらの案が綺麗に固まっていないから、言いようがないということだと思ふんです。見守っているということだと思います。ですが実際に市長部局提出原案として、この原案が上程される、もしくはパブリックコメントできる段階では議員の方も知ることができますので、その時点からいろいろ意見が出てきはじめるかもしれません。そうして出てきた意見やパブリックコメントで出た意見で、また修正することもあり得enと思います。ただ、この委員会として最後の最後まで修正を含めて責任をとる、あるいは立ち会ふということまでやるのか、いったん首長部局に策定委員会としてここまでやりましたと、あとは首長部局で責任を持ってやってください、と手を離れた方が良いのかということも考えないといけなない時期がくると思ふます。そうでないと、いつまでたっても離れられないということにもなりかねません。

それから第2点の名前の件ですが、これは『大和郡山市自治基本条例』でいくのか『大和郡山市まちづくり条例』でいくのかということです。柔らかい名前に変えることは、私がかまわなないと思ふます。ただその場合は、『まちづくり』という言葉を使わなない方が良いと私は思ふます。極めて曖昧ですので、ここでは『まちづくり』は団体自治も住民自治も全て含んでいふますと言っています、多くの自治体の

『まちづくり条例』は、実は『議会』が抜けているんです。『議会』を外しているから『まちづくり条例』だという歴史が結構ありました。なので、少し後退するという印象を与えるかもしれませんが、全国的には。柔らかい言葉を使いたいというのであれば、平仮名で『大和郡山きんぎょ条例』とかね、あるいは『goldfish条例』などの愛称を付けるのも方法です。正式名称は『大和郡山市自治基本条例』で、愛称は『 条例』とかね。例えば『 市文化会館』というのがあって、これは条例上の会館です、愛称『 ホール』、八尾市であったら『プリズムホール』というやり方がありますね。ですから条例の愛称を募集します、というのも一つのイベントとしてやれば良いんじゃないでしょうか。正式名称と愛称は別だという考え方で良いと思います。その辺は柔らかく考えたらいいと思います。ただ定義的には『自治基本条例』と謳った方が、私は良いと思います。なぜかというと、これは『議会、行政、市民』三者の役割と責務が、きっちりと書かれているものであるべきだと思います。この点は、これから先まだ議論する時間はありますから、よく考えておいてください。もっとも、首長部局からの提案であっても、先般、朝来市の条例を最後までお付き合いして議会上程の行く末まで見届けたわけですが、議会から前文の修正をされてしまいました。本体条文は修正がなかったのですが前文の修正をされましてね、これは作った策定委員会のみなさんは、ものすごく憤慨していました。朝来市の場合、4つの町が集まって作ったんですね、合併して、それぞれの町で誇りとするものがあり、それを一つ一つ入れていったわけですね。それが他にもこんなあるじゃないかという意見が出てきたり、いっそのこと切ってしまうという意見もあり、結局切ってしまったんですが。各町ごとに一つに絞るのに随分と時間をかけたという経緯があったのに、その努力を無にしたということで、策定委員は憤りが耐えなかったということです。ということで、議会としてもこれだけたくさんの委員さんが関わって作ったプロセスがあるのに、そういうおろそかな扱いをすると、市民側の反発を招きかねないというぐらいのお気持ちを持つのではないのでしょうか。それはお互いの関わりの深さの問題だと思うので、期待してもいいと思います。今後の扱いについてはまだ先のことなので、その時点で議論しましょう。

ということで次回は、議会と議員の2箇条について集中的に議論するということによろしいでしょうか？ 異議なし

議会の条文については、議会基本条例をお作りになるかもしれません。大和郡山市側でね。だからできるだけ簡単というか、基本的なことだけ決めておいて、あとは議会の主体性でもう少し深いことをお決めになるのもよろしいですよというスタンスもスマートかもしれません。というのは、法律で定められている以上の、例えば議員倫理規定だとか、そういうことは議会が自らお決めになることですから、そういうものを期待していますよというようなニュアンスをどう盛り込むか、そこらあたりをみなさん工夫して考えましょう。もっともここに書かれている条文はかなり詳しい、これぐらい詳しく書いて大丈夫かなと。

委員 『議会』の議論が5月ですので時期的にズレるのですが、6月の議会傍聴、委員会傍聴といった勉強会を企画していただけたらと思います。本当は傍聴してから『議会』の議論に入るのが良かったんですが、この委員がどれだけ議会を見たことがあるのかで議論の内容も変わってくるのではないかと思います。

会長 後先になってもいいので見に行きましょうよ。

委員 事務局にお願いですが、これぐらいの人数なら席は円形にしてやった方がいいんじゃないでしょうか？

事務局 今日、何人かというのが分かればいいんですが、欠席の連絡も前もってもらえていないわけですから。

委員 もうでも、だいたいこんな人数でしょう？顔を見ながら議論した方がいいと思うんです。会議というよりは講義を受けている感じがして。

会長 口の字型でもいいでしょうしね。人数によって、また考えましょう。それでは本日はありがとうございました。

以下余白